

児童手当などのご案内

子どもが健やかに育つことを願って、国・県および市では、手当を支給します。該当すると思われる方は、お問い合わせください。(平成27年4月現在)

◆児童手当(国)

中学校卒業までの児童を養育している方

支給期間 申請の翌月から15歳に達する年度の3月まで

手当月額(児童1人につき)

- 3歳未満、3歳以上小学校修了前(第3子以降) 15,000円
- 3歳以上小学校修了前(第1子・第2子)、中学生 10,000円
- 所得制限以上世帯 5,000円

支給月 2月・6月・10月



◆児童扶養手当、遺児手当

離婚や死亡などで父または母と生計を共にしていない児童

父または母が重度の障がい者(身体障害者手帳1・2級、市は3級程度)である家庭の児童を養育している方 など

◇児童扶養手当(国) 公的年金を受給している方は年金支給額との差額を支給します。

支給期間 申請の翌月から18歳に達する年度の3月まで

手当月額

- 児童1人…9,910円～42,000円(所得によって判定します。)
- 児童2人…5,000円加算
- 児童3人目以上…1人増すごとに3,000円を加算

※支給開始より5年を経過したなどの場合は減額になります。ただし、「一部支給停止適用除外事由届出書」と必要書類を提出していただければ引き続き受給できます。

支給月 4月・8月・12月

◇遺児手当(県・市) 県遺児手当は公的年金を受給している方には支給されません。

支給期間 県は申請した月から、市は翌月から18歳に達する年度の3月まで

※県は支給開始より5年間

手当月額(児童1人につき)

- 県の手当…4,350円(4・5年目は2,175円)
- 市の手当…2,000円

支給月 県の手当…4月・8月・12月
市の手当…3月・9月

◆特別児童扶養手当(国)

身体、知的発達または精神などに重度・中度程度の障がいがある20歳未満の児童を養育している方

※児童が障がいを事由とする年金を受け取る場合、施設入所している場合は支給されません。

※重度とは、I Q 35以下(療育手帳A判定)または身体障害者手帳1・2級程度。中度とは、I Q 50以下(療育手帳B判定)、身体障害者手帳3級(4級の一部を含む)程度。

※内部機能障害などの方は、手帳の等級にかかわらず、診断書の提出により認められる場合があります。

支給期間 申請の翌月から20歳の誕生日の前日の月まで

手当月額(児童1人につき)

- 1級(重度) 51,100円
- 2級(中度) 34,030円

支給月 4月・8月・11月

所得制限により、支給されない場合があります。

※市遺児手当は義務教育終了まで所得制限がありません。

